

第 51 回 衆議院小選挙区選出議員選挙

公費負担のしおり(自動車等)

( 目 次 )

1	公費負担の対象	.....	1
2	各項目の限度額等	.....	3
3	手続と時期	.....	8
4	届出書類等への押印について	.....	11
5	契約書の見本	.....	12

( 凡 例 )

法 ..... 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）  
令 ..... 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

○ お問い合わせ先

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）  
電 話 045(210)1111(代) 内線 3171



# 1 公費負担の対象

## ○ 公費負担の制度

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者（供託物を没収されない候補者に限る。）は、次の経費について、**一定の条件の範囲内で**、公費負担の制度が適用されます。

## ○ 対象となる経費の種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用
  - ① 一般運送契約（ハイヤー方式）、又は
  - ② 個別契約（自動車の借り入れ・燃料供給・運転手の雇用）
- (2) 選挙運動用通常葉書の作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成
- (4) 選挙運動用ポスター（個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成
- (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成
- (6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成
- (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成

## ○ 支払い方法

これらの経費は選挙後に、業者等からの請求に基づき、県から直接業者等へ支払われます。

## ○ 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（衆議院小選挙区選出議員選挙においては、得票数が**当該選挙区の有効投票総数の10分の1**に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんので、ご注意ください。

## ○ 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うことになりますので、契約の際には、候補者と業者等との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となりますのでご注意ください。

（3ページ「2 各項目の限度額等」参照）

## ○ 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

(12 ページ「5 契約書の見本」参照)

※ (1)選挙運動用自動車の使用の②個別契約（自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用）の場合は、業としていない相手方でも対象となります。

ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

## ○ 契約の届出

契約をした際は、直ちに（立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに）その旨を神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」といいます。）に届け出なければなりません。

(8 ページ「3 (3) ②契約の届出等について」参照)

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を県選管に届け出る必要があります。

(届出の書類には変更契約書の写しを添付してください。)

## ○ 作成数等の確認

また、公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

※ (1)選挙運動用自動車の使用のうち①一般運送契約（ハイヤー方式）、又は②個別契約における自動車の借入れ及び運転手の雇用の場合は必要ありません。

(8 ページ「3 (3) ②契約の届出等について」参照)

## ○ 使用（作成）証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、**使用又は作成の実績に基づいて**、公費負担の項目ごとに定められた**使用（作成）証明書を作成し**、業者等に提出してください。

※ 使用（作成）証明書は実績に基づき作成するため、3 ページ「2 (1) 選挙運動用自動車の使用」の場合、証明日は通常、選挙期日後となります。

## 2 各項目の限度額等

各項目の限度額等は次のとおりです。  
(限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

### (1) 選挙運動用自動車の使用 (法 141 条、令 109 条の 4)

選挙運動用自動車の使用は、

- ①一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、
- ②個別契約(自動車の借り入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約)によるか、  
のいずれかの方式になります。

※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との契約です。(自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式)

#### ○ 公費による負担額の限度額

※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内となります。

##### ① 一般運送契約の場合

[1日当たりの契約金額、又は 64,500 円のうち少ない金額] × 使用された日数

##### ② 個別契約の場合

###### ア 自動車の借り入れ契約

[1日当たりの契約金額、又は 16,100 円のうち少ない金額] × 使用された日数

※ 公費負担の対象となるのは、1 日につき自動車 1 台です。

###### イ 燃料の供給契約

燃料代、又は 7,700 円 × 立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を  
乗じた額のうち少ない金額

※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。

※ 「公職選挙法施行規則」の規定により、候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号のうち 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)の写しを添付することが義務付けられていますので、御注意ください。

(7 ページ「公費負担請求に必要な給油伝票(納品書)の例」参照)

ウ 運転手の雇用契約

[1日当たりの契約金額、又は12,500円のうち少ない金額] × 運転従事日数

※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

(2) 選挙運動用通常葉書の作成 (法142条、令109条の7)

○ 単価の限度 **8円62銭**

○ 公費負担対象枚数の限度 **35,000枚** (法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は8円62銭のうち少ない金額]  
× [作成枚数、又は35,000枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合 (35,000枚作成した場合) で、

$$8.62 \text{ 円} \times 35,000 \text{ 枚} = 301,700 \text{ 円} \text{ が限度額となります。}$$

(3) 選挙運動用ビラの作成 (法142条、令109条の8)

○ 単価の限度

- ・ 作成枚数が50,000枚以下の場合は、**8円38銭**
- ・ 作成枚数が50,000枚を超える場合は、

$$\underline{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}$$

作成枚数

(1銭未満の端数は1銭とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度 **70,000枚** (2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額]  
× [作成枚数、又は70,000枚のうちの少ない枚数]

※ 2種類で作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) 最大の場合 (70,000枚作成した場合) で、

$$\frac{\underline{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (70,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})}}{70,000 \text{ 枚}} = 7.60 \text{ 円} (7.591\cdots \text{ 円})$$

が単価の限度となり、7.60円×70,000枚=532,000円が限度額となります。

#### (4) 選挙運動用ポスターの作成(法 143 条、令 110 条の 4)

##### ○ 単価の限度

- 当該選挙区のポスター掲示場数が、500 以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1 円未満の端数は 1 円とする。)

- 当該選挙区のポスター掲示場数が、500 を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1 円未満の端数は 1 円とする。)

##### ○ 公費負担対象枚数の限度

##### ポスター掲示場数の 2 倍の数

(1 回の貼り替え分を考えて、ポスター掲示場数の 2 倍まで対象となっています。)

##### ○ 公費による負担額

[1 枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額]

× [作成枚数、又は上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

(参考) ポスター掲示場数が 516 とすると、最大の場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (516 - 500)}{516} = 1,183 \text{ 円} (1,182.5\cdots \text{円})$$

が単価の限度となり、 $1,183 \text{ 円} \times 1,032 \text{ 枚} = 1,220,856 \text{ 円}$  が限度額となります。

## (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成(法143条、令110条の2)

- 単価の限度 **61,379円**
- 公費負担対象枚数の限度 **3枚** (法定の事務所設置可能数  $1 \times 3$ 枚)
- 公費による負担額  
[1枚当たりの作成単価、又は61,379円のうち少ない額]  
 $\times$  [作成枚数、又は3枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、 $61,379\text{円} \times 3\text{枚} = 184,137\text{円}$ が限度額となります。

## (6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成

(法143条、令110条の3)

- 単価の限度 **58,114円**
- 公費負担対象枚数の限度 **4枚**
- 公費による負担額  
[1枚当たりの作成単価、又は58,114円のうち少ない額]  
 $\times$  [作成枚数、又は4枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、 $58,114\text{円} \times 4\text{枚} = 232,456\text{円}$ が限度額となります。

## (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成(法164条の2、令125条の3)

- 単価の限度 **44,403円**
- 公費負担対象枚数の限度 **5枚**
- 公費による負担額  
[1枚当たりの作成単価、又は44,403円のうち少ない額]  
 $\times$  [作成枚数、又は5枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、 $44,403\text{円} \times 5\text{枚} = 222,015\text{円}$ が限度額となります。

## 公費負担請求に必要な給油伝票（納品書）の例

### 【例 1】

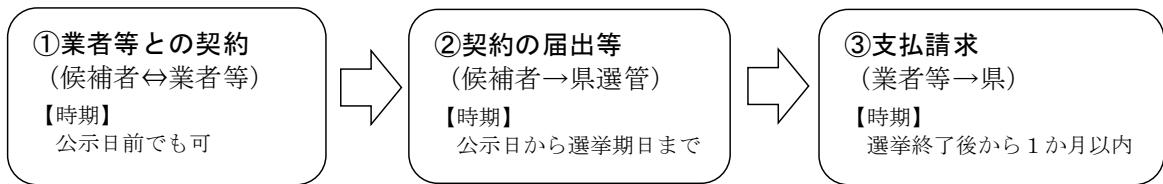
納品書				△△石油株式会社
○○○○ 様				燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち4桁以下のアラビア数字記載（手書き可）
テレホン番号 ○○市○○町○-○○○○				TEL ○○○-○○○○
供給年月日の記載				日付 自動車登録番号 R○○.○○.○○ 1 2 3 4
商品名	数量	単価	金額	
レギュラーガソリン	25.3 ℥	120 円	3,036 円	
燃料供給量の記載				合計 3,036 円 燃料供給金額の記載

### 【例 2】

納品書	
○○年○○月○○	
日 売上	供給年月日の記載
○○○○ 様	
登録番号	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち4桁以下のアラビア数字記載（手書き可）
1 2 3 4	
レギュラーガソリン	
25.3 ℥	
@ 120	燃料供給量の記載
合計 ￥3,036 円	燃料供給金額の記載
△△石油株式会社	
○○市○○町○-○	
TEL ○○○-○○○○	

### 3 手続と時期

#### (1) 手続の流れ



#### (2) ①業者等との契約について

- 契約書の様式は 12 ページ「5 契約書の見本」を参照ください（独自様式可）。

#### (3) ②契約の届出等について

##### 【提出書類】候補者→県選管

公費負担の種類		提出書類		
		契約届出書	契約書の写し	確認申請書
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約	<input type="radio"/> (様式 401)	<input type="radio"/>	×
	自動車の借入れ		<input type="radio"/>	×
	燃料の供給	<input type="radio"/> (様式 401)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 411)
	運転手の雇用		<input type="radio"/>	×
選挙運動用通常葉書		<input type="radio"/> (様式 402)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 412)
選挙運動用ビラ		<input type="radio"/> (様式 403)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 413)
選挙運動用ポスター		<input type="radio"/> (様式 407)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 417)
選挙事務所の立札・看板		<input type="radio"/> (様式 404)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 414)
自動車等取付用立札・看板		<input type="radio"/> (様式 405)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 415)
個人演説会場用立札・看板		<input type="radio"/> (様式 406)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (様式 416)

※ ○は提出必要、×は提出不要、( ) は様式番号

※ 公費負担の制度の適用を受けない場合、上記書類の提出は不要です。

##### 【提出期間】

- 公示日から選挙期日まで

##### 【提出方法】

- 電話で予約を行った後に、県選管に御持参ください（住所は 10 ページに記載）。
- 予約の電話番号 045-210-1111（内線 3171）
- 予約は原則、1 時間単位でお受けいたします。  
(全ての種類の届出を行う場合、手続きに 1 時間程度要する場合があります)

### 【届出等の終了後に行うこと】

- 候補者は、県選管から交付された確認書を業者等に提出してください（一般運送契約、自動車の借入れ、運転手の雇用は除く）。
- 候補者は、業者等が業務を履行した後に、使用(作成)証明書を作成し、業者等に提出してください（証明書の日付は、契約した業務の完了後の日付となります）。

### (4) ③支払請求について

#### 【提出書類】業者等→県（県選管）

公費負担の種類		提出書類				
		請求書	請求内訳書	使用(作成)証明書	確認書	通帳の写し
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約	<input type="radio"/> (様式 441-1)	<input type="radio"/> (様式 442)	<input type="radio"/> (様式 431)	×	<input type="radio"/>
	自動車の借入れ	<input type="radio"/> (様式 441-2)	<input type="radio"/> (様式 443)	<input type="radio"/> (様式 431)	×	<input type="radio"/>
	燃料の供給	<input type="radio"/> (様式 441-3)	<input type="radio"/> (様式 444)	<input type="radio"/> (様式 432) 給油伝票の 写しも添付	<input type="radio"/> (様式 421)	<input type="radio"/>
	運転手の雇用	<input type="radio"/> (様式 441-4)	<input type="radio"/> (様式 445)	<input type="radio"/> (様式 433)	×	<input type="radio"/>
選挙運動用通常葉書		<input type="radio"/> (様式 446)	<input type="radio"/> (様式 447)	<input type="radio"/> (様式 434)	<input type="radio"/> (様式 422)	<input type="radio"/>
選挙運動用ビラ		<input type="radio"/> (様式 448)	<input type="radio"/> (様式 449)	<input type="radio"/> (様式 435)	<input type="radio"/> (様式 423)	<input type="radio"/>
選挙運動用ポスター		<input type="radio"/> (様式 456)	<input type="radio"/> (様式 457)	<input type="radio"/> (様式 439)	<input type="radio"/> (様式 427)	<input type="radio"/>
選挙事務所の立札・看板		<input type="radio"/> (様式 450)	<input type="radio"/> (様式 451)	<input type="radio"/> (様式 436)	<input type="radio"/> (様式 424)	<input type="radio"/>
自動車等取付用立札・看板		<input type="radio"/> (様式 452)	<input type="radio"/> (様式 453)	<input type="radio"/> (様式 437)	<input type="radio"/> (様式 425)	<input type="radio"/>
個人演説会場用立札・看板		<input type="radio"/> (様式 454)	<input type="radio"/> (様式 455)	<input type="radio"/> (様式 438)	<input type="radio"/> (様式 426)	<input type="radio"/>

※ ○は提出必要、×は提出不要、( )は様式番号

※ 「使用(作成)証明書」と「確認書」は、候補者から業者等に提出されたもの

※ 振込先の記入誤りが多いため「通帳の写し」の提出をお願いします。通帳表紙の裏面など、振込先（口座番号、口座名義フリガナ等）が確認できる部分を提出ください。（インターネットバンク等で通帳がない場合は、画面のコピーを提出ください。）

#### 【提出期間】

- 選挙終了後 1か月以内

#### 【提出方法】

- 県（県選管）への郵送または持参（住所は 10 ページに記載）
- 持参の場合は、予約を行ってください。
- 予約の電話番号 045-210-1111（内線 3171）

## 【請求書への押印について】

- ・ 請求書は、原則として押印（法人の場合は代表者印）をお願いします。  
(11ページ記載のとおり、制度改正により押印の省略が可能となりました。しかし、押印を省略する場合は、本人確認などの追加手続きが必要となり、支払いまでにより多くの日数が必要となる場合があるため、原則として押印をお願いします。)

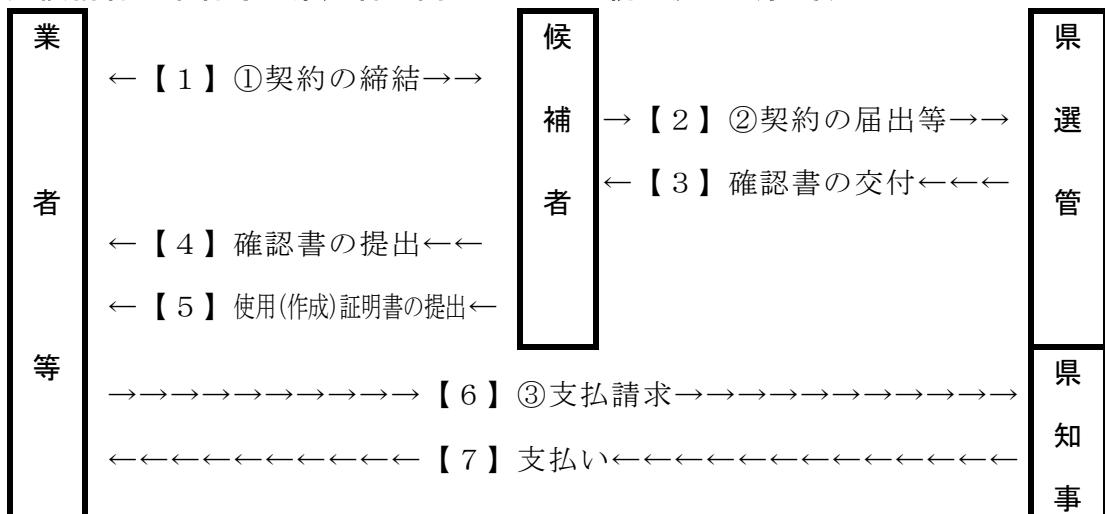
#### 【請求書類の提出前のチェック項目】

- 9ページ【提出書類】に記載の書類が全て揃っている。
  - 請求書に記載している振込先は、通帳の写しの口座情報と完全に一致している（特に口座名義フリガナ）。
  - 請求内訳書と使用(作成)証明書の内容（数量・金額）が整合している。
  - 請求書に日付を記載している。  
※請求書の日付は、書類の提出日（発送日）を記載してください。
  - 筆記した文字を簡単に消すことができるボールペンを使用していない。  
※使用していた場合は、書類を再提出いただくことになります。
  - 【燃料代請求の場合のみ】給油伝票の写しを添付している。また、給油伝票の写しに車両番号、供給した日付・量・金額の記載がある（手書き可）。

### 【支払いについて】

- ・ 請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。順番に手続をしますので多少御時間がかかりますが、御了承をお願いします。

#### (5) 候補者・業者等・県選管の間における手続の流れ（参考）



#### (6) 書類の提出先住所

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎4階  
神奈川県選舉管理委員会（神奈川県市町村課調整グループ）

## 4 届出書類等への押印について

令和3年の公職選挙法施行規則の一部改正により、従来は押印が必要であった届出書類等を押印なしで提出することが可能となりました。

ただし、次の届出書類等については、押印なしとする場合、本ページ（1）の①または②の対応が必要となります。

届出書類等の名称【略称】	届出書類等の名義人
契約届出書	候補者
確認申請書	候補者
請求書	業者等

### （1）押印なしで提出するための必要な対応等

上記の届出書類等を押印なしで提出するためには、以下の①または②の対応が必要となります。

#### ①本人確認書類の提示

届出書類等の提出時に、名義人本人の本人確認書類を提示ください。

##### 【代理人が提出する場合】

名義人本人と代理人との間の委任関係を確認するため、委任状を提出いただくとともに、当該代理人の本人確認書類の提示が必要となります（名義人本人の本人確認書類は不要です）。

#### ②署名

届出書類等に記載する氏名を、名義人本人が自署ください（署名の場合、真正性の確認のため、県選管から事務所等に電話させていただく場合があります）。

以下③のとおり、従来どおり押印により提出することもできます。

#### ③押印

届出書類等に名義人本人の印鑑を押印ください（押印の場所は、氏名の右や下など一般的な場所としてください）。

### （2）上記②または③により代理人が提出する場合の留意事項

委任状の提出は不要です（ただし、書面を代理人の押印または署名で訂正する際は、委任状の提出が必要です）。

### （3）本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、その他官公署が発行した証明書等が挙げられます。

## 5 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーレンジで使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 候補者名は、通称でも結構です。

## 選挙運動用自動車の一般運送契約書（ハイヤー方式）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約

2 台 数 1台

3 自動車の車種及び  
登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

4 契約期間 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで（\_\_\_\_日間）

5 契約金額(税込)\_\_\_\_\_円 (1日あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借

2 台数 1台

3 車種及び登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

4 契約期間 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで（\_\_\_\_日間）

5 契約金額(税込)\_\_\_\_\_円（1日あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_日間）

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2 契約期間 令和8年\_\_月\_\_日から令和8年\_\_月\_\_日まで（\_\_日間）

3 供給場所 所在地\_\_\_\_\_

名 称\_\_\_\_\_

4 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車種	登録番号又は車両番号

5 契約金額(税込)\_\_\_\_\_円 (10あたり単価(税込))

契約期間中の総使用金額(見込)\_\_\_\_\_円

(\_\_\_\_\_円 (10あたり単価(税込)) × \_\_\_\_\_ℓ(期間中の予定数量))

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_月\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」と  
いう。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 内容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
- 2 契約期間 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで（\_\_\_\_日間）
- 3 契約金額(税込)\_\_\_\_\_円（1日あたり\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_\_日間）

### 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

## 選挙運動用通常葉書作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第142条に定める選挙運動用通常葉書の作成

2 数量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込)\_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円\_\_\_\_\_銭×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の7に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用ビラ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成

2 数量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込) \_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円 \_\_\_\_\_銭×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の8に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用ポスター作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）  
は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成

2 数量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込) \_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円 \_\_\_\_\_銭×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の4に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙事務所の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

は、選挙事務所の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第143条に定める選挙事務所の立札・看板の作成

2 数量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込) \_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の2に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 選挙運動用自動車等の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」と  
いう。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

は、選挙運動用自動車等の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第143条に定める選挙運動用自動車等の立札・看板の作成

2 数 量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込) \_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の3に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

## 個人演説会場の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）

は、個人演説会場の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場の立札・看板の作成

2 数 量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額(税込) \_\_\_\_\_円 (1枚あたり単価(税込)\_\_\_\_\_円×\_\_\_\_\_枚)

4 納入期限 令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第125条の3に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者